

平成19年4月10日  
日本私立大学団体連合会

## 団体紹介

日本私立大学団体連合会は、私立大学及び加盟団体（社団法人日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立大学振興協会）に共通した重要事項に関する意思決定機関として、また加盟団体を対外的に代表する機関として設立された団体であり、加盟団体相互の提携・協力により、私立大学における教育と研究の振興発展に寄与することを目的としている。

事業内容は以下の通りである。

- ①私立大学の教育・研究の質的向上のための交流促進に関する事業
- ②国の文教政策に係わる私立大学側の要請・統一見解決定に関する事業
- ③私立大学に係わる補助金等の要求と分配方式の策定に関する事業
- ④私立大学における管理運営の適正化の促進に関する事業
- ⑤その他私立大学に共通する重要事項に関する事業

## 1. 消費者契約法の施行後の状況に対する評価

※特に消費者契約法の解釈、適用が問題となった事例とその結果、消費者契約法の有用性と問題点等について

平成14年6月、学納金を私立大学に納入した後、当該大学への入学を辞退した場合について、私立大学を設置する学校法人に対し、「消費者契約法第9条に基づき、入学辞退によって生ずべき平均的な損害の額を明らかにしたうえで、それを超える額については返還するよう」求める数十件に及ぶ訴訟が全国的に提起された。

この一連の訴訟については、ほとんどの地裁判決及び高裁判決において、そして、それらの上告審である平成18年11月27日の最高裁判決およびこれに続く最高裁判決において、私立大学の学納金徴収制度の現状をほぼ肯認する判断がなされるに至っている。そこでは、私立大学の公共性・公益性を担保し、教育サービスの質を確保・維持するための定員管理の重要性、私立大学の財政構造の特質を踏まえた現在の学納金徴収制度の必要性に対する理解が示され、現在の学納金徴収制度の根底を覆すことなく、実務処理の方向性をも含む司法の基本的な判断が示され、学納金返還問題についての一定の収束をみたといえる。

これらの訴訟では、1) 入学を辞退した入学試験合格者に対する納付済みの入学金の返還義務の有無及び2) 同じく納付済みの授業料等の返還義務の有無につ

いて争われ、大学が受領した入学金及び授業料等についての在学契約上の不返還特約の有効性が問題となった。とくに、1) 消費者契約法第9条1号の在学契約への適用、2) 消費者契約法第9条1号所定の平均的な損害等の主張立証責任及びその平均的損害の算定の二点が、法的争点となった。これらにかかる、上記最高裁判決の内容は以下の通りである。

### (1) 在学契約にかかる消費者契約法第9条1号の適用

在学契約について最高裁判決では、「複合的な要素を有するものであるうえ、大学の目的や大学の公共性（教育基本法第6条1項）等から、教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されており、取引法の原理にはなじまない側面も少なからず有している。」として、民法典が規定する契約タイプ〔13種類の典型契約〕、とくに「委任」の規定がそのまま適用されるものではないとして、有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約と解するのが相当であるとされた。

一方で、「消費者契約法施行後に締結された在学契約は、消費者契約法第2条3項所定の消費者契約に該当することが明らかであり、このことは、在学契約が取引法の原理にはなじまない側面を有していることによって左右されるものではないというべきである。」とされ、在学契約が消費者契約法の適用を受けるとの判断が下された。

日本私立大学団体連合会をはじめとする私学団体では、当初、公共性・公益性を有する私立大学と受験生との在学契約の特殊性に鑑み、営利を目的とする事業者の事業活動（英会話教室などの契約締結や解約等）を念頭に置いた消費者契約法の適用を受けないとの見解を有していたが、今般の最高裁判決を踏まえ、その内容を尊重することとしている。

### (2) 納付済みの「入学金」を返還しない旨の在学契約上の特約の有効性

最高裁判決では、「入学金は、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、当該大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものというべきである。」としたうえで、「不返還特約は、その目的、意義に照らして、学生の大学選択に関する自由な意思決定を過度に制約し、その他学生の著しい不利益において大学が過大な利益を得ることになるような著しく合理性を欠くと認められるものでない限り、公序良俗に反するものではないというべきである。」とされ、具体的には、入学金の返還義務の有無が争われた訴訟において、すべてそれを否定する判断が示された。

日本私立大学団体連合会としては、従来からこの最高裁判決で示された判断と同様の主張をしてきたものであり、これを説得力ある妥当な判断であると評価している。

### (3) 納付済みの「授業料等」を返還しない旨の在学契約上の特約の有効性

最高裁判決では、在学契約における納付済みの授業料を返還しない旨の特約については、消費者契約法第9条1号の適用があるとしたうえで、「国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年3月24日ころまでに行われており、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了していること、補欠合格者の発表もほとんどが3月下旬までに行われているという実情の下においては、大多数の入学試験の受験者においては、3月下旬までに進路が決定し、あるいは進路を決定することが可能な状況にあつて、入学しないこととした大学にかかる在学契約については、3月中に解除の意思表示をし得る状況にあること、4月1日には大学の入学年度が始まり、在学契約を締結した者は学生としての身分を取得することからすると、一般に、4月1日には、学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであつて、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるというべきである。」とされた。なお、消費者契約法第9条1号所定の平均的な損害等の主張立証責任については、「平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、違約金等条項である不返還特約の全部または一部が平均的な損害を超えて無効であると主張する学生において主張立証責任を負うものと解すべきである」としている。

日本私立大学団体連合会にかかる各大学では、現在、そのほとんどすべてで、上記最高裁判決で示された趣旨と同様に、3月31日までは入学辞退を認め納付済みの授業料を返還する措置がとられており、入試要項等にもその旨が明記されている。日本私立大学団体連合会としては、この最高裁判決の趣旨をさらに徹底させ各大学が受験生にこれを周知させる措置をとるようすでに努めており、さらにその徹底を図る所存である。

なお、専願等を出願資格とする大学の推薦入学試験等の場合の授業料等を返還しない旨の特約については、最高裁判決では、「入学試験要項の定めにより、その大学、学部を専願あるいは第1志望とすること、または入学することを確約することができることが出願資格とされている推薦入学試験（これに類する入学試験を含む。）に合格して当該大学と在学契約を締結した学生については、出願資格の存在及び内容を理解、認識したうえで、当該入学試験を受験し、在学契約を締結したものであること、これによって、他の多くの受験者よりも一般に早期に有利な条件で当該大学に入学できる地位を確保していることに照らすと、学生が在学契約を締結した時点で当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきであるから、当該在学契約が解除された場合には、

その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代わりの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、当該大学には当該解除に伴い初年度に納付すべき授業料等に相当する平均的な損害が生ずるものというべきである（換言すると、これら授業料等につき原則として返還義務を負わない）。」とされている。

このように、専願等を出願資格とする大学の推薦入学試験等の場合においては、一般入試とは異なる判断が示され、納入済みの授業料等についてはその返還義務なしとしてきた多くの私立大学の納入制度の趣旨に沿ったものであると思料する。

## 2. 消費者契約法に関連する最近の消費者トラブルの実情とその対応

日本私立大学団体連合会としては、上記の学納金の返還にかかる問題のほかには、在学契約にかかるトラブルについては、とくに承知していない。

学納金の返還問題にかかる上記「1」について、個々の事案の判断については、入学辞退の意思表示の認定方法など、なお問題を残すところもあるものの、各私立大学では、今回の司法判断を尊重して、学納金徴収制度が受験生の大学選択の幅を狭めることのないよう、また不公正な結果にならないように、きめ細かな対応に努めることが必要であると考えている。

すでに述べたように、多くの私立大学では、「入学試験にかかる授業料及び施設設備費など（入学金を除く）の取り扱いは、一般入試、推薦入試等いずれにおいても、納入期限は国立大学の後期日程入試の合否発表日以降に設定し、入試要項における表記等についても、文部科学省の通知（平成15年5月17日）の趣旨に十分留意して対処するものとする」とした文部科学省による「平成15年度大学入学者選抜実施要項について」の内容も踏まえ、すでに授業料及び施設設備費など（入学金を除く）の納入期限を国立大学の後期日程入試の合否発表日以降に設定し、上記のとおり、3月31日までに入学辞退の届出があればその返還に応じる体制をとっている。これは、最高裁判決にある「学生の大学選択に関する自由な意思決定を過度に制約し、その他学生の著しい不利益において大学が過大な利益を得ることになるような著しく合理性を欠くと認められるもの」ではないと思料する。

## 3. 消費者トラブルの解決に資する取引ルール・規制のあり方

### (1) 入学辞退の意思表示の確認方法

最高裁判決は「入学辞退の申出が当該学生本人の確定的な意思に基づくもの」であれば、口頭によるものでも有効とする（上記「Ⅲ. 2. (2) ④」参照）。しかし、入学辞退の申出にはさまざまなパターンが考えられ、どのようなケースが有効、あるいは無効とするかといった具体的な判断にまでは立ち入っていない。そこで、入学辞退の意思表示を確認する方法を的確にルール化しておくことは、入学辞退にかかるトラブル防止という観点からみると、大学側、受験生側の双方にメリットがあると思われることから、以下のような措置をとることが望ましい

と考えられる。

- ①入学辞退にかかる申出先については、担当窓口を一本化して、情報の一元化と判断の統一性を図ること。
- ②入学辞退の意思表示の方法については、最高裁では口頭で足りるとしているが、明確かつ画一的な方法によって確認することが必要であり、一次的には、入学辞退は大学所定の様式による書類によって申出るよう合格者に求めること。
- ③口頭での申出を受け付ける場合は、受験者氏名、受験番号、受験者生年月日、自宅電話番号を確認し、さらには、受信に際して新たに受付番号を付与して大学側が改めて連絡をとりその受付番号で照合するなど、申出をした者の本人確認を徹底すること。

## (2) 国立大学の入学手続き期日設定の適正化の要請

国立大学協会入試委員会がとりまとめた「国立大学の入学者選抜についての平成19（2007）年度実施要領」では、追加合格者の決定を3月28日から開始し、すべての追加合格者について、大学が追加合格候補者に該当する受験生への入学の意志の確認を行う日の最終日を原則として3月31日として、入学の意志を表明した受験生については、当該大学がとくに指定した日（4月1日以降の日）までに入学手続きを完了させるとしている。また、3月下旬に欠員補充第2次募集を行い、その入学手続き期日を「4月上旬までの間」に設定するとともに、欠員補充第2次募集出願者について、大学入試センター試験の受験者で、3月24日の時点で、いずれの国立大学にも合格していない者としている。

このように、国立大学の追加合格者及び欠員補充第2次募集出願者の入学手続き期日が実質的に4月以降に設定されていることにより、私立大学において、4月初旬の入学式をはじめとする重要な学事日程が設定されている時期に入学辞退者を生じることとなるとともに、欠員補充第2次募集出願者の募集対象を「いずれの国立大学にも合格していない者」としていることは、国私間の不公正な競争条件の一端を表わすものであり、早急に是正されるべきである。

## 4. その他（「情報提供義務のあり方」「不招請勧誘（注1）に対する規制のあり方」「適合性原則（注2）のあり方」「インターネット取引」についての意見、対応等）

（注1）不招請勧誘・・・取引を希望していない消費者に対する勧誘（例：消費者への電話やメールなどによる一方的な勧誘）

（注2）適合性原則・・・高齢者や若者など消費者の特性（知識、経験及び財産の状況等）に応じた勧誘を行わなければならないという原則

とくになし。

以 上